

外交史料館ニュース

一、「通信全覧」「続通信全覧」の重要文化財指定

平成二八年三月一日、文化審議会は、四六件の美術工芸品を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申した。そのなかの「歴史資料の部」に、外交史料館が所蔵する「通信全覧」(三二〇冊)、「続通信全覧」(一七八四冊)が候補として挙げられた。同年八月一七日、文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号)第二十七条第一項の規定により、外交史料館所蔵の「通信全覧」「続通信全覧」が重要文化財に指定された(官報告示 平成二八年八月一七日付文部科学省告示第一一六号)。

二、外交記録公開

「外交記録公開に関する規則」(平成二四年外務省訓令第一九号および平成二八年外務省訓令第一六号)に基づき、平成二八年内に以下のとおり外交記録公開を実施した(対象ファイルの目録及び概要は外交史料館ホームページにてご覧いただけます)。なお、従来「通常審査」と称していた移管・公開方式は、平成二八年七月の規則改正において使用されなくなったため、七月以降の通常移管による公開(特別審査以外の公開)について、本稿では「目録公開」と称する。

① 一月二九日	通常審査	五〇〇冊
② 三月三一日	通常審査	五〇〇冊
③ 五月三一日	通常審査	五〇〇冊

④ 七月二九日	目録公開	五〇三冊
⑤ 九月三〇日	目録公開	五〇〇冊
⑥ 十一月三〇日	目録公開	五〇一冊

また、十一月の目録公開からは利便性向上のため、移管ファイル単位でのファイル概要を掲載することとしたので、利用請求に際して参照いただければ幸いである。

三、所蔵記録のマイクロフィルム化及びデジタル化の実施

平成二四年度より、「公文書の管理に関する法律」第一五条第一項(特定歴史公文書等の永久保存規定)の履行を目的として、保存及び利用のための所蔵記録の代替化(マイクロフィルム化及びデジタル化)を行っている。平成二七年度は、明治大正期外務省記録6門(人事(官制及官職))のうち、前年度の続き(分類番号G.837~G.214)を対象として実施した。

また、戦後七〇年を契機として内閣総理大臣の下に設置された「二〇世紀を振り返り二一世紀の秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」報告書において我が国が取るべき具体的施策として「アジア歴史資料センターの充実」が指摘されたことを受け、平成二八年度からは同センターへの史料画像提供及び所蔵記録の保存などを目的として、戦後外交記録のマイクロフィルム化及びデジタル化の作業に順次着手している。

四、展示

平成二八年四月一日から六月三〇日まで、企画展示「明治憲法下の条

約締結プロセスと日布渡航条約を事例に」と「国書・親書展とヨーロッパ編①」を開催した。

また、七月七日から一二月二七日まで、特別展示「幕末へのいざない」を開催した。本展示は当館所蔵する幕末期の外交文書集「通信全覧」「続通信全覧」が国の重要文化財に指定されたことを記念したものである。第一部（七月七日から九月三〇日）では、「黒船・開国・激動の幕末」と題し、ペリー来航から大政奉還に至る幕末の政治・社会の動きを紹介した。第二部（一〇月一日から一二月二七日）では、「西洋との出会いと幕末ヨーロッパ」と題し、諸外国との外交関係樹立によって人々の往来が可能となり、様々な知識を得たことや体験したことに着目した。詳細は本号の特別展示解説記事を参照いただきたい。

平成二九年一月一〇日から三月三一日まで、「国書・親書展とヨーロッパ編②」を開催している。